

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
自衛官採用試験（二等陸・海・空士）の試験期日及び試験会場を定める件 二九〇
- 自衛官採用試験（一般曹候補生）の試験期日及び試験会場を定める件 二九〇
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 二九〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二九〇
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件二件 二九一
- 随意契約の相手方を決定した件 二九二
- 一般競争入札を行う件 二九二

告 示

福島県告示第四百七十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七條第一項及び第百十八條の規定により、令和八年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の採用試験について、次のとおり定める。

令和八年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 受付期間
令和八年七月十日（金）から同年九月一日（火）まで
- 二 採用の区分
二等陸・海・空士（任期制自衛官）

三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、適性検査	令和八年九月一六日（水）から同月二五日（金）までの間の指定する一日
口述試験、身体検査、経歴評定（受験者の有する資格・免許等により能力を総合的に評価するもの）	令和八年九月二六日（土）及び同月二七日（日）の指定する一日

四 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
WEB試験	自衛隊福島地方協力本部が指定する場所

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

令和九年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

- 1 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満（三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者）の者
 - 2 この試験を受けられない者
 - (1) 日本国籍を有しない者
 - (2) 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八條第一項の規定により自衛隊員となることができない者
 - (3) 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- 問合せ先
自衛隊福島地方協力本部募集課

七

(福島市花園町五番地四十六号 福島第二地方合同庁舎二階)
電話〇二四一五三一―二三五一

(災害対策課)

福島県告示第四百七十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和八年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の採用試験について、次のとおり定める。

令和八年六月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 受付期間

令和八年七月一日(水)から同年九月一日(火)まで

二 採用の区分

一般曹候補生

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験(国語、数学、英語及び作文)、適性検査	令和八年九月一六日(水)から同月二七日(日)までの間の指定する一日

2 第二次試験(第一次試験の合格者のみ行う。)

試験種目	試験期日
口述試験、身体検査	令和八年一〇月一七日(土)から同年一月一日(日)までの間の指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名称	位置
WEB試験	自衛隊福島地方協力本部が指定する場所

2 第二次試験

名称	位置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

令和九年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

1 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者)の者

2 この試験を受けられない者

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項の規定により自衛隊員となることができない者

(3) 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)

七 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課
(福島市花園町五番地四十六号 福島第二地方合同庁舎二階)
電話〇二四一五三一―二三五一

(災害対策課)

福島県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年六月二十六日から同年十月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(小売業を行う者の代表者の氏名の変更 三件、小売業者の入店一件、小売業者の退店 二件)

三 届出年月日

令和八年五月二十七日

四 届出をした者

株式会社福島まちづくりセンター

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年六月二十六日から同年七月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び矢吹町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ矢吹新町店 福島県西白河郡矢吹町新町百八十六番一ほか
- 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年六月十二日次のとおり指定した。

令和八年六月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県庁消費 福島市中町八番二 令和八年六月二二日から
組合 組合長 号 令和一三年三月三一日まで
内 堀 雅 雄
及び所在地
福島県庁消費組合郡
山合同庁舎内売店
郡山市南一丁目九四
番
(出納総務課)

福島県告示第四百七十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年六月十二日次のとおり指定した。

令和八年六月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
株式会社FM 郡山市芳賀三丁目 令和八年六月二五日から
内 堀 雅 雄
及び所在地
売りさばき所の名称
ファミリーマート郡

フナハシ

四三番地一

令和一三年三月三一日まで

山八山田店
郡山市八山田二丁目
一九三

(出納総務課)

公 告

公告第147号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年6月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
自己処理・コンテナ型水洗トイレ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年7月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エムエステック株式会社 熊本県熊本市北区下硯川2丁目7番86号
- 5 随意契約に係る契約金額
38,599,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（入札用度課）

公告第149号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム導入及び運用保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年6月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム導入及び運用保守業務一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 調達仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和16年9月30日まで
 - (4) 履行場所 福島県庁舎内（福島県福島市杉妻町2番16号）及び福島県知事が指定又は承認する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 3に掲げる日から起算して過去10年以内に、本県と同規模以上の都道府県において、調達仕様書に定める業務内容と同等程度の業務に係る契約を1回以上締結したことがあり、誠実に当該契約を履行した実績を有する者であること。
 - (5) 次のア及びイのいずれも満たす者であること。
 - ア 一般財団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JISQ 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者であること。
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークの付与を

- 受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月27日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部財務総室税務システム課
電話024-521-7731
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和8年6月26日(金)から同年8月17日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年7月20日及び同年8月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、調達仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布方法 次のURLからダウンロードすることができる。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和8年8月17日(月)午後2時
(2) 場所 福島県自治会館3階301会議室(福島県福島市中町8番2号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年8月14日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 入札方法
(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 10 落札者の決定方法
(1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であって、かつ、入札説明書で示すところにより算出された技術点及び価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。
(2) 総合評価点は、価格点(入札金額に係る評価点)と技術点(技術提案に係る評価点)の合計(1,000点満点)とする。
ア 価格点は、価格評価点の得点配分(250点)に対して、予定価格と入札価格から算出した割合を乗じて得た数値とする。
イ 技術点は、技術提案の内容を評価項目と評価基準により評価し、各評価項目の項目別得点の合計値(最大750点)とする。
ウ ア及びイの評価基準の詳細は、入札説明書による。
(3) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札候補者とする。
(4) 総合評価点と同じで技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。
- 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Implementation, operation and maintenance of the Taxation System for the Fukushima Prefectural Government 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 17 August 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 14 August 2026
- (4) Contact point for the notice: Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7731
(税務システム課)